

被害者と加害者が同じ論理を 採用することに関する一考察

——公害と薬害の裁判紛争における主張と見解を事例にして——

平井 順

HIRAI Jun

1. はじめに

企業活動をめぐる事件に関し、裁判紛争の場において、法人とその構成員個人との関係性の構図が如何に採用されるのか。この点を見るために、事例として水俣病公害とクロロキン薬害を取りあげ、民事・刑事の領域を越えて、訴える側・訴えられる側・裁定者側、三者それぞれが法人固有責任追及・個人責任追及するその主張・見解を検討する。そして組み合わせとして、民事訴訟における訴える側（被害者側）と訴えられる側（加害者側）が同じ法人固有責任を主張する可能性を挙げ、それが刑法理論と不適合であることから裁定者側（裁判所側）が更なる論理的構図を採用するに至ることを述べる。この構図は民事・刑事に共通する論理構成であり、企業活動をめぐる事件が刑事でも民事でも取り扱い得る一貫した基準を指向したものであることを指摘する。

本稿の節構成を記す。2節で、犯罪と不法行為の区別をおさえ、その二つは出来事や事件そのものに備わる性質を示すのではなく、訴訟の形式が刑事訴訟か民事訴訟かの違いに依存するに過ぎないこと。また、犯罪を規定する両罰規定の法源が不法行為の規定にあること。これらを指摘することで刑事・民事の領域区分を二次的なものとし、一つの俎上にのせ得ることを提案する。3節で、民事訴訟における裁定者側の見解が分裂している事例をみる。なぜこのようなことが起きたのかを

解くためには前節の提案が必要であることを指摘する取っ掛かりになる事例である。4節で刑事訴訟における個人責任追及の見解と法人固有責任の主張が対立する事例を挙げ、5節で領域を越えた法人固有責任の主張を挙げる。6節で、前二節の結果、被害者側と加害者側が同じ構図を採る可能性があり、それに対処するために裁判所側が或る条件の下で更なる個人責任追及の構図を打ち出すに至ったことを指摘する。7節で、この論理的構図を裁判所側が採用せざるを得なかった理由とその構図を整理する。おわりに、近年の組織的犯罪対策法と株主代表訴訟の問題を、法人と構成員個人の関係の側面から簡略に指摘し、今後の課題を述べるものである。

2. 犯罪・不法行為・両罰規定

現在、「犯罪」と「不法行為」は法律用語として厳密に区別されている。社会秩序侵害として国家（検察）により立件・起訴される場合を犯罪といい、権利侵害として或る主体により訴えられる場合を不法行為という。つまり、刑事訴訟の場合を犯罪、民事訴訟の場合を不法行為という。こうした区別は民法の改正に端を発する。旧民法では「財産編」の第2部第1章第3節【不正ノ損害即チ犯罪及ヒ准犯罪】とよばれていた部分を、現民法では第3編第5章【不法行為】と改めて規定したのである。すなわちそれまでは「犯罪」だったのである。犯罪と不法行為は厳密に隔てられた二

つの行為をそれぞれ称しているのではない。

訴える側が誰であるか、乃至は訴えの形式が何に依拠しているかで区別するのであって、出来事・事件そのものが「犯罪」や「不法行為」であるわけではない。このことを強く意識させるもののひとつが企業活動に伴う事件である。或る一つの事件に対し、検察がそれを犯罪であるとし、被害者側がそれを不法行為であるとするのが生じるのである。

*

法人と個人の関係、この関係を把握するために、まず「両罰規定」をみる。両罰規定は、主に企業活動に伴う犯罪的側面を、刑法典以外の法律で定めている条文である。それに依拠して刑事告発があり得る。これは刑事と民事双方の論理的側面を持つのであり、刑事と民事を一つの視野のもとでみることを要求する。両罰規定は通例、「第何条の規定に違反してかくかくの行為をした者は一定の懲役もしくは罰金に処し、またはこれらを併科する」というような処罰規定をいくつか並べた後に、「法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関して第○条から第○条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して、各本条の罰金刑を科する」という規定が置かれる。

法人に罰金を科すのは、想定上の犯罪行為主体が法人であると見なし得ることにあるのだが、現在の刑事法の理論では、原則として、法人には犯罪能力は無いと考える。それゆえに逆方向の論理が採用され、犯罪行為を実際に行った自然人個人の犯罪行為に連動して、利益の帰属先である法人を罰するということになる。

両罰規定は「犯罪」行為に関する規定であるが、その法源は「不法行為」の規定にある。民法44条で、法人は理事その他の代理人の不法行為

責任を科せられることが規定されている¹⁾。ここにいう「理事」とは会社の「代表者」に相当する。代表者以外については、民法715条で、使用者は被用者の不法行為責任を科せられることが規定されている²⁾。ここにいう「使用者」は「法人」に、「被用者」は「使用人その他の従業者」に相当する。このように解すれば、民法44条と民法715条両方の規定が、一つの犯罪行為に関する規定に込められているものが両罰規定であると言い得よう。双方ともに、構成員たる自然人個人の不法行為が確定することに連動して、法人の不法行為に至る。この論理は現在の刑事法の理論に適合的である。

では、法人そのものが不法行為主体であると見なし得ないのであろうか。条文でいうと、民法709条で、「他人の権利を侵害したる者」として、自然人だけでなく法人も「者」として訴えられ得ないのであろうか³⁾。過去の判例をみると、法人がそれとして訴えられ、裁判所がそれを認めた事例が存在する。しかし逆に、裁判所がそれを認めなかった事例も存在する。

なぜ、こうした相反する判例が存在するのか、このことを法人とその構成員個人との関係という側面から、裁判紛争の場における主張・見解を分析し、考察するのが本稿の目的である。

*

1970年代前半までは法人の不法行為主体性の問題は明確に意識されていなかった。それを明確に意識化させる社会問題が生じた。公害・薬害の社会問題化である。その裁判紛争が激化し始めたのがこの時期である。

事例に採り上げるのは、水俣病公害とクロロキン薬害の、裁判紛争における主張・見解である。企業の犯罪・不法行為にかかり、法人と構成員個人との関係について、対極的な二つの主張・見解がある。一方は、企業活動の犯罪・不法行為主体

は法人に帰属するとするもの。もう一方は、厳格に個人の犯罪行為であるとするもの。こうした主張・見解が、錯綜して飛び交うのが上の二つの公害・薬害裁判紛争の場である。

裁判所側の見解が分裂していることと、本来的に対立するはずの加害者側と被害者側の主張が類似していることを以下で事例を挙げて見てゆくのであるが、この疑問点を解くために、ひとまず各々の主張・見解を解きほぐし、裁定者側・訴えられる側・訴える側、三者それぞれの立場に依拠したところの、法人と個人の関係の構図が、取捨選択ないしは再構成される、そのあり方を吟味・検討する。

3. 裁定者側による、法人固有責任追及と個人責任追及の見解

●水俣民事裁判所見解

排水の放流は被告の企業活動そのものであって、法人の代表機関がその職務を行う上で他人に損害を加えたり、(民法44条)、あるいは又被用者が使用者の事業執行につき第三者に損害を加えたり(民法715条)したときのように、特定の人不法行為について法人(使用者)が責任を負うべき立場とは自らその本質を異にするものというべきであるから、被告は民法709条によって原告らの被った損害を賠償すべき責任がある。(判例時報696号 p.15)

ここにいう「被告」とは、法人たる企業のことである。

●クロロキン民事裁判所見解

(民法709条により直接法人に不法行為責任を認めること)を肯定するには様々な理論上の問題点を克服しなければならない。まず、法人の代表機関の故意、過失とは別個に法人自体の

故意、過失というものが存在し得るかが問題となる。また、法人に民法709条により直接法人に不法行為責任を認める場合、同条に基づく損害賠償責任と民法44条1項に基づく責任及び民法715条に基づく責任との相互関係いかがが訴訟物の異同とともに問題となる。さらに、法人の規模の大小により法人自体が民法709条による責任を負う場合と負わない場合とが考えられるが、その限界を画する基準が明確でない。……被告製薬会社のような法人の不法行為責任は、当該法人がいかに企業規模が大きくて社会的、外見的にはいかにも実在の人間のように活動しているかにみえても、それは結局のところ機関の存在を不可欠としており、具体的、法律的には上機関を通じて活動するしかないものであるとともに、……我国の民法における法人の不法行為に関する実定法の体系上は、法人の不法行為については、民法44条ないしは民法715条によってこれをみるほかになく、同法709条によってこれをみるべきものではないというべきであり、不法行為の主観的構成要素である故意または過失とは自然人の精神的容態であり、法人の不法行為上の故意、過失とは、具体的には、法人の機関、株式会社においては代表取締役の故意、過失を意味するのであり、代表取締役が職務を行うにつき故意または過失により他人に損害を加えたときは、……民法44条1項の規定により会社が損害賠償責任を負い、代表取締役以外の企業構成員が会社業務の執行につき故意または過失により他人に損害を加えたときは、民法715条1項の規定により会社が損害賠償責任を負うこととなり、上各損害賠償責任はその発生要件及び効果を異にしているというべきである。(判例時報1271号 p.418)

民法709条をめぐって裁判所の見解が対立して

いる。水俣民事の場合、企業に対して民法 709 条適用を認め、クロロキン民事の場合、それを認めない。換言すると、前者は法人固有責任を認め、後者は個人責任確定を要求するのである。この対立を如何に解すべきか。

法学のテキストを紐解くと、上記二つの判決は、民法 709 条【一般的不法行為】の項目解説で登場する。もちろん、両者ともに民事判決なのであるから、民事法セクション内部の問題として議論されるのは正当である。しかし、判例としては併存するにせよ、同様の企業不法行為に対して、両極的な裁判所の見解が存在すること、この事実について正面から論じることはほとんど無いに等しい。みるところ、その理由は厳格にセクションの領域を遵守していることであろう。そこで、本稿ではこのセクションの垣根を取り払って考察を続けてみようと思う。刑事訴訟と民事訴訟を突き合わせて比較検討を試みる。

刑事と民事はそれぞれが固有の論理展開をするがゆえに「責任」の意味内容もそれぞれ異なっている。全く別の案件として処理できるならばそれでよいのだが、企業活動で当事者にとって問題になるのは「行為主体」の画定である。この点で刑事と民事を明確に分けられない問題が生じる。行為主体は個人なのか、それとも法人なのかの齟齬をきたす。ゆえに、企業活動に関する責任をあげる場合、どちらか一方だけでは充分意を尽くせないのである。(刑事と民事を含んで) 裁判所側が「行為主体」の齟齬を解消させるために、法

解釈上の組み替えを為した。この点を指摘するために、刑事と民事双方を並行して取りあげる必要がある。

刑事訴訟に民事訴訟、裁判の形式は異なれど、展開される主張・見解はともに存在する。訴える側・訴えられる側・それらを裁定する側、以上三者の主張・見解を考察する。

以下の各章では、水俣病刑事訴訟とクロロキン被害民事訴訟が比較・検討される。この二つの事例は、訴訟時期、つまり上告されてゆく司法過程が大きく重なっている。「熊本水俣病刑事事件」は、1976 年（昭和 51 年）5 月 4 日起訴、1979 年（昭和 54 年）3 月 22 日第一審熊本地裁判決、1982 年（昭和 57 年）9 月 6 日第二審福岡高裁判決、1988 年（昭和 63 年）2 月 29 日第三審最高裁判決にて確定する。「クロロキン民事訴訟」は、1975 年（昭和 50 年）12 月 22 日訴訟開始、1982 年（昭和 57 年）2 月 1 日第一審東京地裁判決、1988 年（昭和 63 年）3 月 11 日控訴審東京高裁判決、1995 年（平成 7 年）6 月 23 日上告審最高裁判決にて確定する。両者をつきあわせてみると、1976 年に熊本水俣病刑事事件起訴と 1975 年にクロロキン民事訴訟開始、1982 年に熊本水俣病刑事事件第二審とクロロキン民事訴訟第一審判決、1988 年に熊本水俣病刑事事件第三審とクロロキン民事訴訟控訴審判決である。

	熊本水俣病刑事訴訟			クロロキン民事訴訟		
1975 (S 50)				12	22	訴訟開始
1976 (S 51)	5	4	起訴			
1979 (S 54)	3	22	第一審熊本地裁判決			
1982 (S 57)	9	6	第二審福岡高裁判決	2	1	第一審東京地裁判決
1988 (S 63)	2	29	第三審最高裁判決	3	11	控訴審東京高裁判決
1995 (H 7)				6	23	上告審最高裁判決

4. 裁定者側による個人責任追及の見解と、加害者側による法人固有責任の主張

次に挙げるのは、水俣病事件におけるチッソの代表取締役社長と工場長を業務上過失致死罪で問うた刑事訴訟の事例である。

●水俣刑事裁判所見解

(工場長の実行行為は、) 排水経路変更及びこれによる廃水排出の決定権を有していたものであって、工場廃水が水俣川河口海域に排出される過程を有効に支配管理していたものといふことができ、……排水経路変更工事の施工及び変更された排水経路を使用する水俣工場の個々の排水活動なるものはすべて、決裁に起因するものであって、……したがって、被告人西田は排水経路変更及びこれによる廃水排出を実施する意思決定をおこなうことによって、廃水排出の実行行為を行なったものというべきである。

(代表取締役社長の実行行為は、) チッソ株式会社の機構に徴し、被告人西田と被告人吉岡の廃水経路の変更行為の関係をみるに、……被告人西田に権限が委任されてはいたけれども、基本的には会社代表取締役たる被告人吉岡の権限に属し、且つ社長として、工場長である西田を指揮監督していたものであって、被告人西田の……決裁がなされたことを知り又は当然に知りうべき立場に位置し、その適否を判断すべき責務を有すると共に、変更経路による廃水排出が不適当な場合には指揮命令権を発動してその排出を避止すべきであり且つ避止させることができる立場にありながら、これをなさなかつたものであることが認められる。そうすると、被告人吉岡の不作

為は……被告人西田の排水決定をそのまま是認して、これに因る本件結果の発生を共働してもたらしたものとして、被告人吉岡もまた廃水排出の実行行為を行ったものと解しても支障はない。(判例時報 1059 p. 24)

刑法典に拠る紛争処理の原則は、被告人の個人責任である。個人の犯罪行為の確定が、訴える側(刑事訴訟では検察)が立証しなければならない第一のものである。この裁判所の見解は、訴える側が提示したところの、訴えられる側(社長と工場長)それぞれの個人の犯罪行為の立証が充分であると裁定したことを示している。判決は有罪であった。しかしながら、この判決文は、いかにもまわりくどい説明的な言明である。単なる事実としての犯罪行為ゆえの有罪ではなく、意思決定や指揮監督責務上の不作為といった論理構成が採られている。そうしたまわりくどい論理構成の必要性は、もう一方の側の主張をみれば理解できる。訴えられる側の主張は次の通りである。

●水俣刑事被告人の主張

工場廃水の排出はチッソ株式会社が企業活動として行ったものであり、(被告人兩名は)いずれも会社業務全般ないし工場業務を統轄する一般的抽象的な権限を有し、かつこれを行使していたにすぎず、個々の操業活動に直接具体的に従事していたものではないのである。したがって、被告人兩名が工場廃水の排出の直接行為者としての行為責任を問われる筋合いはない。(判例時報 1059 号 p. 23)

つまり、排出行為の行為主体は「企業」たるチッソであること、また末端の現場従業員のごとく排出の直接の行為者ではないことを主張することで、罪に問われている実行行為主体であることの

同定から逃れようとするのである。この主張は法人と構成員個人との関係を問うものとして、司法の側にインパクトを及ぼしたと推察される。裁判所側は、有罪を言い渡すには、この主張に対して合理的で説得的な説明を為さなければならない。判決という形式における応答の段で採用した論理構成が、上にみた裁判所の判決文だったのである。

水俣病に関する刑事・民事双方の判決は各々独立したものである。刑事と民事はそれぞれ別個のセクション領域だからである。双方の裁判所の見解はそれ自体効力あるとしても、見解を比較検討すると矛盾がある。この矛盾は当の司法関係者がまずもって解決しなければならない懸案であったと推察される。更なる論理構成が必要なのである。直近の問題は、訴訟の司法過程の時期が重なるクロロキン民事訴訟である。

5. 加害者側と被害者側による、法人固有責任の主張

次にクロロキン民事訴訟の原告の主張を採り上げる。興味深い点は、水俣刑事訴訟の被告人の主張と言明上類似していることである。

●クロロキン民事原告主張

企業活動の実態は、①企業が独自の主体として立ち現れている。②個人の側からみれば、現代社会においては、企業に属する個人は企業活動を通じて社会に存在し活動している。③複雑化、巨大化してきた現代経済社会における企業活動にあっては、企業本来の目的達成に向けた企業活動に対して、個人的な支配を貫徹することは容易ではなく、むしろ構成員の個性は企業全体の中に埋没させられている。④企業は、特定の個人によって企業活動を行っているのではなく、個人を組織化し吸

収した全体組織として活動している。(判例時報 1271号 pp. 61-62)

よって、民法709条により直接法人に不法行為責任を認めるべきだと主張する。

なぜ原告側がこれほどまでに民法709条で直接に法人の不法行為責任を認めることに固執したのかについて触れておく。一瞥すると、実務実践上のしがらみや利害関係などの現実的側面から超越しているかにみえる。しかし、原告側が民法709条で意図したのは、損害賠償額・慰謝料額の引き上げである。「実際のところ、最も重要な点は、法人に故意が成立するか否かの点」であるとして、民法709条「故意又ハ過失ニ因リテ」の文面中、過失のほか故意が書き分けられていることの唯一の合理的解釈として、「故意と過失とによって損害賠償額を異ならしめるべきであり、故意の場合は過失の場合より損害賠償額を増加させるべきことを規定していると解すほかないであろう」、「特に被告製薬会社の故意は明白かつ悪質なものであるから慰謝料額を増大化させるべきである」と主張する。この解釈論を展開するために、金銭を負担する法人自体の「不法行為(民法709条)」でなければならない、その認定に固執するのである。

刑事被告人の主張は、もちろん、自らに向けられた刑事罰から逃れることを意図してのものである。意図は双方異なれど、採用する論理的構図は同じものなのである。

或る一つの事件を巡ってではないにしても、企業(法人)をめぐる犯罪や不法行為に関し、その加害者側と被害者側の主張が類似しているのは、奇妙な現象である。この奇妙な現象は思考実験の結果であるにせよ、同一の事件にかかる民事訴訟において被害者側と加害者側双方が同じ主張をする可能性が残る。裁判所側はこの可能性を除去す

る必要があるのである。

6. 被害者側による法人固有責任追及の主張と、裁定者側による個人責任追及の見解

最後に、クロロキン薬害の原告側主張と裁判所側見解を比較検討する。既挙の通り、原告側は「構成員の個性は企業全体の中に埋没させられて」おり、「企業は……個人を組織化し吸収した全体組織として活動している」と言い、裁判所側は「法人が……実在の人間のように活動しているかにみえても、それは結局のところ機関の存在を不可欠としており、具体的、法律的には上機関を通じて活動するしかない」と言う。以上の言明だけみれば、あたかも「法人／企業とは何か」をめぐる思想の面で対立しているかにみえる。原告側は、物象化した現代企業が従業員を疎外させているのであって「企業を憎んで人を憎まず」と語っているかのようなのであるし、裁判所側は自ら依拠する法律の条文を厳格に適用する旨語っているかのようなのである。

原告側も裁判所側も、それぞれ自己の主張の正当性を保証するために既存の判決（判例）を持ち出す。原告側は、水俣病民事訴訟第一審判決において、「廃水の放流は被告の企業活動そのものである」旨判示され、構造型不法行為責任として加害法人に民法709条を適用する論理を肯定する裁判例があると指摘した。裁判所側は、東京新聞社慰謝料並びに名誉回復請求訴訟上告審1956年（昭和31年）7月20日最高裁判決において、法人に民法709条を直接適用する論理を否定する裁判例があると指摘した。クロロキン民事訴訟判決理由で展開された民法44条／709条／715条相互間の意味付けはそこにおいて判示されたものと同じである。

主張の正当性として持ち出されるのが先行判例

である限り、事件そのものの類似点の多寡ではなく、より上級の裁判所が「訴訟物を解釈構成するに際して適用した条文」についての法令解釈が、法的正当性を与える。その限りで、裁判所側が提出した判例は妥当なものとして機能するのである。更に指摘しておくべきに、東京新聞社慰謝料並びに名誉回復請求訴訟は、控訴審まで、法人に民法709条を直接適用しているのである。それが上告され、結局は最高裁によって棄却されるのであるが、法令解釈の点で原判決（控訴審判決）が違法とされたのである。しかし、だからといって差し戻されることなく棄却にて確定していることから判断するに、解釈は異なれど名誉毀損の認定結果は同じなのである。結果が同じであるからこそ、採り得る解釈の選択肢のうちから選び得るといふ裁量の余地があったとも言える。この点はクロロキン民事訴訟控訴審東京高裁判決の判決理由と極めて合致する。

損害賠償を認める／認めないのレベルでは、「認める」ことに原告側も裁判所側も合意している。争点になるのは位相の異なるレベルであって、そこに「44条なのか709条なのか」といった理屈の問題が生じるのである。原告側の主張に対し裁判所側が応答している箇所を次に挙げる。

確かに、法人が社会的に実在しているとみる以上法人それ自体が不法行為の主体となり得ると考えることは自然な面があるし、また、企業構成員のうちだれに故意、過失があったかを容易に知り得ないような場合に上の考えが被害の救済に便利な面があることは否定できない。

しかし、……実践的な見地からみても、企業活動に伴う加害行為が代表取締役の故意、過失によるものか、あるいは被用者の故意、過失によるものかを識別することの困難な事例

がそれ程しばしばあるとは考えられないし、被用者の故意、過失を問題とする場合には、氏名まで逐一特定する必要はなく、例えば会社の事業のいかなる部門を担当する者であるかを特定すれば足りるというような解釈も可能であるから、代表者または被用者のいずれに故意、過失があるかを特定しないで不法行為に基づく法人の損害賠償責任を肯定することを許容せざるを得ないような切実な実務上の必要性があるとは言いがたい。(判例時報 1271号 p. 418 下線筆者)

水俣病民事訴訟の時点ではごく当然のこのように認められほとんど省みられることもなかった709条での法人の不法行為責任が、クロロキン民事訴訟の時点では司法が709条で直接に法人の不法行為責任を認めなかった一番の理由は、原告(被害者)側が提出した取締役の過失の立証が法解釈上充分であったので、44条を経た法人の不法行為責任でも709条でもよかったからである。また、「被用者の故意、過失を問題とする場合には、氏名まで逐一特定する必要はなく、例えば会社の事業のいかなる部門を担当する者であるかを特定すれば足りるというような解釈も可能であるから」と判決理由で述べることで、実務上、過失の立証が不充分になるような余地がほとんどなくなっている。立証を相対的に容易ならしめることによって、裁判所側の見解は可能になっているのである。

裁判所側の法解釈では、709条でも44条でも、損害賠償の金銭上の算定に違いはない。だからこそ民法条文間の論理一貫性を表明するとともに44条を採り得た。それと同時に、極めて現実味を帯びてきた企業犯罪にかかる刑事事件とも適合する論理を持ち得たのである。歴史に「たられば」は禁物だといわれるが、もし仮に、最高裁

の法令解釈を下級審が法令変更したと見なせる、法人に709条を直接適用した判決は、最高裁まで上告されれば違法とされたかも知れないのである⁴⁾。しかし、恐らくそれは損害賠償金額算定などの変更をもたらさないに違いない。理屈をめぐる裁量の余地の幅のうちで収まるような仕組みがそこにあるからである。だからこそそうした法令解釈が可能なのでもある。

7. 結 論

刑事法と民事法はその目的とするところが異なるのは確かである。だから齟齬を気にする必要はないと思われるかも知れない。しかし、個人に着目して考えてみると、709条で直接に法人の不法行為責任を問うことでその構成員個人がかやの外におかれ、民事で責任を問われない可能性がある。一方で、企業活動に伴う事件でその個人が刑事責任を問われる可能性もある。そして、「民事で審理の結果無責だが刑事で有責」ということが生じる恐れがある。これは刑事罰の謙抑性の観念からして、論理的にあってはならない事柄なのである⁵⁾。

民事と刑事では「責任」の意味が異なるといわれるが、司法のくだす法解釈上の論理一貫性を保つために709条での法人の不法行為責任を認めないことに落ち着く。落とすところがここであった理由は次の二つの接合点がここであったからである。

1. 民法条文間での整合性を持たせること。
2. 刑事法の原則である個人責任主義と民事法とが齟齬をきたさないこと。

企業活動をめぐる民事裁判では法人の(損害賠償)責任へと至る為には、709条で代表者または被用者の過失を立証してのち、代表者からは44

条で、被用者からは715条で法人へという流れになる。企業犯罪をめぐる刑事裁判では経済犯・身体犯を問わず個人の画定が（現在のところ）必須である。それゆえに検察は企業犯罪であっても構成員の過失を立証することに懸命になるのである。逆からみれば、「法人」にまで至らずに「個人」の段階で切断収束したもののなのである。

8. おわりに

一つの出来事・事件が、刑事と民事双方で争われ、かつ被告人（被告）の法人と個人の関係が問題になった事例として水俣病公害とクロロキン薬害を取りあげた。

1998年現在、刑事法の分野で「組織的犯罪対策法」が議論されている。マネーロンダリングや通信の傍受（盗聴）がとりわけ問題視されている。しかし、これは名宛人を「組織」にすることを目指してのものではなく、組織的に犯罪行為をおこなうことでその「実現可能性が高められる」「犯罪が大規模化する」事実をどうにかしなければならぬという立法事実が先に立っている。それに関与した「個人」に対して刑罰を重くすることなど、名宛人は依然として「個人」なのである。だから、「組織とは何か」とか「団体とは何か」はほとんど重要視されていない。重要視しない理由は、本論でみた通り、一応の論理構成が定着し、それを敢えて崩す必要性を司法が認識していないか、または包括的に解消しうる論理構成を見出せないからである。

別稿に譲ることになるが、近年は更に、法人と個人の関係を考えさせる裁判が生じている。原告の法人と個人の関係の事例であり、株主代表訴訟の訴権として現象している。これも、法人と個人

参考文献

- 阿部昌樹 1994「権力と法」棚瀬孝雄編『現代法社会学入門』pp. 45-72 法律文化社。
Coleman, J. W. 1994 *The Criminal Elite, The Sociology of White-Collar Crime*, =1996 板倉宏監訳『犯罪エリート』シュ

の関係の問題である。法人は株主のものであり、その法人を代表して株主が訴える側に位置するのがこの訴訟の形式である。取締役は会社（法人）とは別個の主体として訴えられる側に位置づけられる。取締役は、株主の訴えによって会社との連動を断ち切られることになる。上でみてきたように、「法人」にまで至らせてくれない「個人」の段階で切断収束させられるのである。

<註>

- 1) 民法44条【法人の不法行為能力】
 - ①法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス
 - ②法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ決議ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス
- 2) 民法715条【使用者及び代理監督者の責任】
 - ①或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者ガ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加エタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス
 - ②使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス
 - ③前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償権ノ公使ヲ妨ケス
- 3) 民法709条【不法行為の一般的要件・効果】故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス
- 4) 熊本水俣病ほか、富山イタイイタイ病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、薬害スモンがこれにあたる。その中でも三井金属鉱業（富山イタイイタイ病）だけが控訴審に進んだ。
- 5) 證券取引法の【利益供与罪】について、刑罰権の発動が民事訴訟（株主代表訴訟）の先導的役割を果たしているとの指摘に、（神山1997b p. 23）がある。

プリンガーフェアラーク東京。

- 萩原 滋 1986『責任判断過程の分析—心理学的アプローチ』多賀出版。
- 法務省刑事局・刑事法制課編 1997『基本資料集 組織的犯罪と刑事法—国際的動向とわが国の情況—』有斐閣。
- 石村善助・所 一彦・西村春夫編著 1986『責任と罰の意識構造』多賀出版。
- 神山敏雄 1997 a「損失補てん犯罪に関する考察（上）」『判例時報』1610号 pp. 13-21。
_____ 1997 b「損失補てん犯罪に関する考察（下）」『判例時報』1611号 pp. 14-24。
- 加藤直隆・河合幹雄・久保 貴 1995「組織の逸脱行動と責任の帰属」『犯罪社会学研究』第20号 pp. 92-112。
- 栗岡幹英 1993『役割行為の社会学』世界思想社。
- 京藤哲久 1997「組織犯罪対策立法 整備要項骨子の総括的検討」『ジュリスト』No. 1122 pp. 29-37 有非閣。
- 松尾浩也他 1997「組織犯罪対策立法 整備要項骨子の総括的検討（上）（下）」『ジュリスト』No. 1122 pp. 4-21 No. 1123 pp. 92-113 有非閣。
- 水俣病被害者・弁護団全国連絡会議編 1997『水俣病裁判—人間の尊厳をかけて』かもがわ出版。
- 森淳二期 1997「コーポレート・ガバナンスと日本の企業システムの行方—自民党「商法等改正法案骨子」に寄せて—」『ジュリスト』No. 1122 pp. 52-57。
- 森村 進 1987「行為責任・性格責任・人格形成責任」ホセ・ヨンバルト・三島淑臣編『法の理論8』pp. 51-110 創文社。
_____ 1989『権利と人格—超個人主義の規範理論—』創文社。
- 永田えり子 1991「行為の非人格性 森村進著『権利と人格—超個人主義の規範理論—』へのコメント」『理論と方法』vol. 6 No. 1 pp. 121-130。
- 大村英昭・宝月 誠 1979『逸脱の社会学—烙印の構図とアノミー—』新曜社。
- 佐藤直樹 1993『大人の〈責任〉、子供の〈責任〉 刑事責任の現象学』青弓社。
_____ 1995『〈責任〉のゆくえ』青弓社。
- 佐藤俊樹 1993「個人と法人の資本主義—企業組織の歴史社会学」『組織科学』vol. 27 (1)。
_____ 1996『ノイマンの夢・近代の欲望』講談社。
- 白井 駿 1984『犯罪の現象学—犯罪に関する法哲学的研究—』白順社。
- 杉本泰治 1997『法律の翻訳—アメリカ法と日本語の危険な関係—』勁草書房。
- 棚瀬孝雄編 1994『現代の不法行為法—法の理念と生活世界—』有斐閣。
- 所 一彦 1994『刑事政策の基礎理論』大成出版社。
_____ 1996「責任帰属の機能と構造」宮澤節生・神長百合子編『法社会学コロキウム』pp. 329-352 日本評論社。
- Weber, Max 1921 Rechtssoziologie (Wirtschaft und Recht), =1959 小野木常編訳『法社会学』日本評論社。
_____ 1922 Soziologische Grundbegriffe, =1972 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波書店。
- 吉岡一男 1997「企業の犯罪と責任」『法学論叢』第140巻 第5・6号 pp. 72-108。

その他の参考資料

- 「債権各論（第3版）」『基本法コンメンタール：別冊法学セミナー』日本評論社。
『判例時報』696号・1059号・1271号。